

議第百三十一号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 政治資金規正法の施行に関する事務

事務の内容		手数料の名称	区分	単位	額（円）
一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下この表において「法」という。）第十九条の十六第十五項に規定する少額領収書等の写しの交付		少額領収書等 写し交付手数料	1 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下この表において「施行令」という。）第十二条第一号に掲げる方法に係るもの	用紙一枚につき	一〇
2 施行令第十二条第二号に掲げる方法に係るもの				光ディスク一枚につき	一〇〇円に少額領収書等の写し一枚ごとに一〇円を加えた額

別表第二十の表の次に次の一表を加える。
十の二 政党助成法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区分	単位	額(円)
政党助成法(平成六 年法律第五号)第三十 二条第三項に規定する 支部報告書等に係る同 条第五項に規定する写 しの交付	支部報告書等 写し交付手数料	1 政党助成法施 行令(平成六年 政令第三百七十 一号。以下この 表において「施 行令」とい う。)第七条第	用紙一枚に つき	一〇

二 法第二十条の二第 二項に規定する報告 書等の写しの交付				報告書等写し 交付手数料	
3 施行令第十二 条第三号に掲げ る方法に係るも の	光ディスク 一枚につき	一二〇円に少額領 収書等の写し一枚 ごとに一〇円を加 えた額	1 施行令第十九 条第一項第一号 に掲げる方法に 係るもの	用紙一枚に つき	一〇
2 施行令第十九 条第一項第二号 に掲げる方法に 係るもの	光ディスク 一枚につき	一〇〇円に報告書 等一枚ごとに一〇 円を加えた額	3 施行令第十九 条第一項第三号 に掲げる方法に 係るもの	光ディスク 一枚につき	一二〇円に報告書 等一枚ごとに一〇 円を加えた額

1号に掲げる方 法に係るもの	2 施行令第七条 第二号に掲げる 方法に係るもの	3 施行令第七条 第三号に掲げる 方法に係るもの
	光ディスク 一枚につき	光ディスク 一枚につき
	一〇〇円に支部報 告書等一枚ごとに 一〇円を加えた額	一二〇円に支部報 告書等一枚ごとに 一〇円を加えた額

備考 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

提 案 説 明

政党助成法の一部改正に鑑み、支部報告書等写し交付手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。

